

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

学生が卒業・修了時に持つべき能力を明確化し、その実現方法の策定と実施及び評価を行う。

(学士課程)

学生の受け入れから卒業時の進路指導までの一貫した学生教育を行う。

基礎教育の充実

- ・ 基礎教育のカリキュラムを大学全体の見地から編成する。
- ・ 基礎教育における教養教育のより一層の充実を図る。
- ・ 基礎教育においても、地域の特性をテーマにした授業を開設し、学生の地域への関心を高める。
- ・ 外国語教育について、学生の総合的なコミュニケーション能力開発を目指した教育を行う。
- ・ 英語教育では、学生の習熟度や関心に基づくクラス編成の導入を図る。
- ・ 情報教育を全学学生の基礎学力と位置づけ、強化する。
- ・ 保健体育実技・講義については、学生の健康管理能力及び生涯スポーツ実践能力の開発を目指した教育を行う。

専門教育の充実

- ・ 各学部の独自性を生かした教育をさらに充実・発展させるとともに、他方では学部の垣根を低くし、学生に広く専門教育を学べる機会を提供する。
- ・ 学部・大学院一貫カリキュラム（例えばエキスパート・コースなど）の充実により、高度化した専門教育を行う措置を工夫する。
- ・ 各種資格試験に対する学生のニーズを視野に入れた教育を行う。

(学士課程・大学院課程共通)

キャリア教育

職業観形成につながるキャリア教育に取り組む。

- ・ インターンシップを海外を含めて、広く充実させる。
- ・ 社会人講師を積極的に活用する。

社会人教育

- ・ 社会人のリカレント教育を行える教育体制を取る。

教育の成果・効果の検証

- ・ 卒業生を追跡調査することにより、教育効果を検証し、その結果をフィードバックする。

(大学院課程)

- ・ 大学院生に学会での発表を促し、国際的に通用する質の高い教育を行う。
- ・ 企業、地域自治体等との共同研究に参加させ、その中で実践的な力を養成する。
- ・ 各種資格試験に対する学生のニーズを視野に入れた教育を行う。

- ・ エキスパート・コース等の充実により、高度専門職業人教育のさらなる高度化を目指す。
- ・ 博士後期課程においては、全体把握の上に立ったリーダーとしてプロジェクトを企画・立案できる能力を養う教育を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入学者選抜方法の改善

- ・ 入学前の成績と入学後の勉学状況の相関を調べ、選抜方法の有効性を検証する。
- ・ 高校サイドとの情報交換を通じて入試方法の改善に努める。
- ・ 社会人が大学に応募しやすい選抜方法を確立する。
- ・ 推薦入試の選抜方法を改善するとともに、AO入試の導入を試みる。
- ・ 地域のニーズを考慮した選抜方法を検討して採用する。
- ・ アドミッション・ポリシーについて Web や募集要項等での周知を図る。
- ・ 博士後期課程においては、問題意識や具体的に解決すべきテーマを持つ社会人を多く受け入れる。

単位制度の厳格な実施

- ・ 単位制度の趣旨の徹底及び学期ごとの履修単位数の標準化と履修登録の上限設定の実効化を図る。
- ・ 学年に対応した目標を明らかにし、その実現のための階層的カリキュラムを用意する。

成績評価

- ・ 開設科目ごとの到達目標を明確にする。
- ・ 厳格な評価に基づいたGPAなどによる進級制度の導入を進める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

大学院・学部の教育の在り方を見直し、必要に応じて、学部を超えた新しい教育システムを策定する。

教職員の配置

- ・ 学長裁量ポストの教育面での活用を図る。
- ・ 外国語・保健体育等の基礎教育の実施体制、とりわけ教職員の配置を含めて必要な見直しを行い、適正化を図る。
- ・ 非常勤講師については、必要度等を精査し、効果的な活用を目指す。

特徴ある教育システム

- ・ 学生が自分で企画・立案・実施する「自主演習」を学生自主創造科学センター等を通じてさらに多くの学生に広める。
- ・ 専門教育についても学部間の履修や単位認定の自由度を高める。
- ・ 「高等教育機関コンソーシアム和歌山」やその他の連携大学との間における学生の交流を活発化させ、単位の互換制度を拡大する。
- ・ 大学院課程の修了年限を弾力化する。

授業改善

- ・ 学生の自己表現能力を向上させる授業を工夫する。
- ・ 視覚的な教材の開発などにより、学生が積極的に授業に参加できる方法を工夫する。
- ・ シラバスの充実を図り、学生による利用を推進する。

学生の授業評価

- ・ 学生による授業評価とそのフィードバック体制を確立する。

FD活動の推進

- ・ FDによる授業方法の改善を推進し、教育に対する教員の意識改革を行う。

教員の教育評価

- ・ 教育業績の客観的評価項目を研究し、それに基づく評価方法を確立する。
- ・ 教員の教育活動に関する包括的なデータベースを構築する。

附属図書館・システム情報学センターの充実

- ・ 附属図書館の電子化とともに、和歌山地域コンソーシアム図書館の機能を強化する。
- ・ 附属図書館・システム情報学センターの開館時間の延長及び土日開館を検討する。
- ・ 本学の情報教育やサテライトを利用したリモート教育を推進するため、システム情報学センターの充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習支援体制

- ・ 入学時のオリエンテーションをさらに充実するとともに、特に1・2年次においては、クラス担任制やチューター制により、きめ細かな個別履修指導を行う。
- ・ 特に指導を必要とする学生の保護者等と連携し、学生の学習意欲を高める。
- ・ 基礎学力を確保するために、必要に応じて補習授業等を開設する。
- ・ 学習補充の場としてのオフィスアワー活用を図る。

生活支援体制

- ・ 情報掲示板、交流コーナー、憩いのスペース等を配した学生交流の場を設置し、自主的な学生間の交流を支援する。
- ・ 「学生なんでも相談室」を軸に各学部との協力体制の強化及び各種相談機関とのシステム化を図る。なお、本相談室のホームページを開設し、メール相談も受け付ける。
- ・ 学生代表と大学側の話し合いの場を定期的で開催し、学生の意見や希望を聴取する。
- ・ 本学教職員、和歌山大学後援会、企業及び卒業生等からの寄付を基金とした奨学金制度の設置を検討する。
- ・ クラブ活動における体育会・文化部連合会組織の強化など大学として支援を強化する。
- ・ 学生ボランティア活動への支援を強化する。

インセンティブの付与

- ・ 学業や課外活動で特に優秀な成績を修めた学生に対しての表彰制度及び表彰方法を効果的に運用する。

健康管理支援

- ・ 健康教育を体育実技・講義等との連携の下に、さらに充実する。
- ・ 学生への啓蒙活動とケアを充実し、禁煙を推進する。
- ・ 保健管理センター内にある「メンタルヘルス相談室」にカウンセラーの配置を検討する。

ハラスメント対応

- ・ セクシュアルハラスメント・アカデミックハラスメント防止の啓発研修会の充実、相談窓口の学生への周知、相談員の研修、対応する制度の充実等取り組みを更に強化する。

就職指導の強化

- ・ 全学的な就職支援体制整備のため、「就職室」の機能を充実し、キャリア教育の企画、就職対策の立案及び学生相談体制を強化する。
- ・ 就職に関する指導教員の意識を高め、ゼミ生の就職に指導教員が積極的に関与する体制を確立する。

バリアフリー

- ・ 障害を持った学生の学習・生活面での支援体制を充実する。設備・機器でのバリアフリー支援も並行して実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

世界に誇れる研究の拠点となるべき研究テーマを大学として奨励支援する。

研究支援

- ・ 世界的レベルの研究及びそのグループを重点的に支援する。
- ・ 地域貢献につながる研究を積極的に支援する。
- ・ 基礎的な研究を含め、特徴のある研究は、継続的に支援する。
- ・ 教員の研究評価項目を策定し、研究活動の活性化を促進する。
- ・ 研究活動の成果報告の場を独自に設定し、成果を積極的に公表する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

人的・物的両面の支援を行うことによって教員の研究活動を活性化する。

研究者の配置

- ・ 学長裁量ポストの重点領域への配置を行う。
- ・ 21世紀COEプログラムをはじめ、戦略的研究プロジェクトに従事する教員が研究に専念できる環境を整備する。
- ・ 任期制教員のポスト等の活用により、先端的な研究を担う研究者の確保に努める。
- ・ 本学独自の研究専念制度（サバティカル等）を導入して、研究に専念できる時間を確保する。

研究資金の配分システム

- ・ 先進的な研究プロジェクトや大学の活性化に貢献する研究に対し、大学特別経費・学長裁量経費等の学内予算について特別の配慮をする。

教員の研究評価

- ・ 各教員の研究内容等を共通の様式の下にデータベース化する。
- ・ 自主的な第三者評価を積極的に活用する。

知的財産の管理・活用

- ・ 知的財産管理室（仮称）を設置し、期間内に特許の件数を増加させる。
- ・ 特許取得など研究成果の権利化を支援する。
- ・ 特許内容について、情報発信できるデータベースの構築を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域連携

- ・ 和歌山県・和歌山大学地域連携推進協議会や他の自治体との連携協議会などを活用して、地域との連携を強化するとともに積極的に事業を推進する。
- ・ 教員養成及び教員の資質向上のために、和歌山県や大阪府南部の教育委員会との連携協力を深める。
- ・ 紀州経済史文化史研究所等の活動を通じて、地域文化の発展に寄与する。

地域への教育活動

- ・ 生涯学習教育研究センター等の活動を通じて、大学内の知的資産を地域の生涯学習活動と結合させる事業を活発化させる。
- ・ 学校ボランティアや僻地教育実習をさらに充実し、学生教育に生かすとともに地域教育界などに貢献する。
- ・ S P P、出前授業等を含む高大連携をさらに充実する。
- ・ 地域の児童・生徒を対象とした「おもしろ科学まつり」や「体験学習会」への支援を強化し、児童・生徒への教育活動を一層充実させる。
- ・ 公開講座を充実する。
- ・ 和歌山県南部地域にサテライトを開設するとともに、大阪府南部地域への拡大を検討する。
- ・ 図書館などの学術資料の電子化を進め、学内外への提供を推進する。また、中高生をはじめ地域に対し、図書館の開放を進める方策（開館日時の拡大や館外カウンターの設置など）を整備する。

産官学連携

- ・ 個々の企業との共同研究に加えて、業界団体や自治体との協力関係を構築し、和歌山県及び大阪府南部地域の発展に貢献できる研究活動を推進する。
- ・ 大学の出先を学外に設けて、産官学の連携を強化する。
- ・ 地域共同研究センター、きのくに活性化支援センター、紀州経済史文化史研究所を中心に共同研究・受託研究の増加に努める。
- ・ 研究者情報を学外に発信するデータベースを構築する。
- ・ 「わかやま地域産業総合支援機構（らいぼ）」の発展、充実に協力する。

同窓会・後援会

- ・ 同窓会・後援会との交流を深め、連携を強化する。

国際交流

- ・ 国際交流を積極的に推進する組織として国際教育研究センターの設置を目指す。
- ・ 学生・教員の人的交流を活発化させる。
- ・ 外国からの研究者を積極的に招く。
- ・ 国際シンポジウムを開催し、地域の国際化にも積極的に貢献する。
- ・ 協定大学や在外卒業生とのネットワークを構築する。
- ・ 世帯用の部屋を用意するなど国際交流会館を充実させる。

留学生支援

- ・ 留学生の選抜方法を工夫する。
- ・ 留学生に対する日本語教育の充実を図る。

- ・ 留学生に対する履修や生活の指導に関する情報提供の充実を図る。
- ・ 留学生用宿舎の確保に努める。
- ・ 留学生に対する援助団体との連携を強化する。
- ・ 留学生関係委員会の任務を含め、組織的な見直しを行う。
- ・ 留学生と日本人学生の恒常的な交流の場を確保する。
- ・ 留学生の受入教員に教育費の支援を行い、留学生の指導体制をより充実させる。
- ・ 本学からの派遣先を確保するとともに派遣学生に対する経済的支援を拡充する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 少子化のもとでの、附属学校としての機能の充実を図るため、これからの附属学校のあり方を見直し、人員・施設等の有効利用を図る。
- ・ 小、中、特別支援各附属学校間の人的交流を盛んにするとともに、職務の兼務体制の検討を進める。
- ・ 学部教員、学生が附属学校内に常駐し、観察、参加すると同時に、附属学校の教育に協力できる体制を整備する。そのため制度面や施設面での検討を教育学部附属教育実践総合センターと協働して行う。
- ・ 小中一貫教育や公立高校等との提携による中高一貫等の新しい教育のシステムを導入し、研究する。
- ・ 小学校、中学校の複数担任制、少人数クラス等の先行的な実験、研究を行うなど、実験校としての機能を充実させる。
- ・ 小学校の複式学級を有効活用し、僻地校や少子化地域の教育に関する実践的研究を行う。
- ・ 小学校での英語教育や、「総合的な学習」、「I Tの利用法の研究」等のプロジェクトを学部と共同で進め、より大きな成果を目指す。
- ・ 地域の障害児教育の核として、特別支援学校における障害者生涯学習研究等を推進する。
- ・ 附属学校における現職教員の研修機会を充実させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

審議・執行

- ・ 学長・役員会の下に機動的効果的な企画・執行体制を整備する。
- ・ 経営協議会・教育研究評議会での審議体制を確立する。
- ・ 役員会の下に全学常置委員会・特別委員会を設置し、学部の意見を吸収しつつ審議・執行する体制を整備する。
- ・ 学内広報を確立し、情報公開に努めるとともに、プロジェクト方式などにより構成員の多様な運営参加を求める。

予算執行

- ・ 機動的、効果的な予算編成及び執行体制を構築する。
- ・ 戦略的な学内資源の配分に係る予算配分制度を構築する。

監査

- ・ 内部監査機能の充実に資する体制を整備する。

- ・ 運営体制については、一定期間ごとに点検見直しを行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・ 教育研究の組織の見直しを行い、必要な改革を進める。
- ・ 教育の職務に関し、必要かつ効果的な役割分担を導入する。
- ・ 基礎教育の一元的実施体制を確立する。
- ・ 組織的・プロジェクト的研究を重点的に振興できるよう組織を見直す。
- ・ 大学院全体としての充実を目指して組織を見直す。
- ・ 博士課程の新設準備に入る。
- ・ 図書館のあり方を点検し、見直しを行う。
- ・ 学内センターのあり方を検討し、必要に応じて再編、拡充を行う。
- ・ 地域貢献推進本部の下で連携強化の方策を検討し、見直す。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

採用

- ・ 教員の採用は公募を原則とし、研究業績の他、多面的な審査を行う。
- ・ 教員の任期制を拡充し、学長裁量ポスト及び任期制教員ポストの効果的な利用を図る。
- ・ 職員の採用については、他の国立大学法人と協力して共通試験を実施するとともに有能な人材を確保するため、社会的に説明のつく多様な採用方法を導入する。

配置

- ・ 教職員の職務分担状況を定期的に把握し、実状に則した適正配置を図る。

処遇

- ・ 教職員の大学への貢献度を評価し、給与に反映させる仕組みを検討する。評価項目等は教職員に明示する。
- ・ 教職員を性別、国籍、年齢の別なく処遇し、能力の発揮を図る。

研修

- ・ 教員については、研究機関以外の事業体での研修を可能にする。
- ・ 職員については、民間事業体での研修を実施するとともに、民間事業体からの講師派遣等により、人的交流を深める。
- ・ 教員の教育研究能力の向上および職員のキャリアアップを図るため、教職員の海外派遣を推進する。

総人件費改革

- ・ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の人件費予算相当額（役員報酬（常勤のみ）、常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当））をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

自己改革

- ・ 事務組織の自己点検評価を実施する。
- ・ 事務系職員を大学の各種委員会の委員として大学運営に参画させる。

効率化

- ・ 一元化を徹底することによって事務の流れを見直し、効率的な体制を構築し、同時に一

元化に伴う弊害を是正する措置も適宜行う。

- ・ 各セクションにおける事務処理の効率的な手順を開発し、事務の簡素化・迅速化を推進し事務の効率化を図る。
- ・ 業務のアウトソーシング化を進め、効率的な人的配置を進める。

事務の電算化

- ・ 先進大学の調査を行い、本学で行う情報化の項目の整理を行う。
- ・ 事務情報化をさらに進め、ペーパーレス化を促進する。
- ・ 財務会計処理システムを活用して、事務処理の簡素化・迅速化を図る。
- ・ 電子決裁を導入し、意思決定の迅速化の実現を図る。

全学データベースシステム構築

- ・ 全大学情報を対象とする全学データベースシステムを構築する体制を整え、早期の稼働を目指す。
- ・ プライバシーの保護に関し安全に使用できるようなシステムを構築する。
- ・ 大学評価・学位授与機構による大学評価に即応できるデータ整備体制を確立する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費補助金については、説明会等を実施し、支援体制を強化する。
- ・ 地域貢献を積極的に行い、地元企業との共同研究等の実施を推進する。
- ・ 外部資金の積極的な導入策として、インセンティブの働く制度を充実する。
- ・ 寄付講座、冠講座の実現を目指す。
- ・ 大学施設を積極的に開放、外部資金導入の観点からも適切かつ有効な利用を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・ 教職員にコスト意識の周知徹底を図る。
- ・ 教室の共有化、節電等により経費の抑制を図る。
- ・ 廃棄物減量化、リサイクルの推進を図る。
- ・ 事務等のペーパーレス化を推進し、経費の抑制を図る。
- ・ 電子的コミュニケーション手段の活用、刊行物の電子化により効率化を図る。
- ・ 事務用品等の調達は、必要度等を精査し経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 施設マネジメントシステムにより施設設備の現状を把握し、利用方法の改善を図る。
- ・ 共用スペースを確保し、施設等の有効活用を推進する。
- ・ 機器等の共用化を図り有効活用を推進する。
- ・ 知的財産の保全、有効活用を図るための体制を構築する。

Ⅳ 社会への説明責任に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・ 自己点検評価を行い、学内運営にフィードバックする機能を強化する。
- ・ 財務内容をわかり易く社会に公表する。

- ・ 和歌山県・和歌山大学地域連携推進協議会の機能を充実する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ 広報戦略を確立する。
- ・ 教育方針、カリキュラム等の教育情報をインターネットを通じて公開する。
- ・ 全教員の業績データベースをインターネットを通じて公開する。
- ・ 各年度の業務実績を取りまとめて公表する。
- ・ 情報公開について、ユーザーがより利用しやすいシステムを構築する。
- ・ 学生、教職員の情報倫理意識を徹底させる。
- ・ 学生の保護者等との情報交換を積極的に行う。
- ・ 定期的に記者会見を行う等により、大学のさまざまな取り組みを学外に向けて発信する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- ・ 新駅の設置や進入路新設に向けて行動する。
- ・ 独創的・先端的な研究拠点、地域貢献拠点として必要な施設設備を整備する。
- ・ 学生のキャンパスライフの充実、キャンパスアメニティを向上させる。
- ・ ITを活用して施設利用状況を調査し、データベース化を行い情報公開する。
- ・ 老朽状況把握のための施設健全度調査を実施する。
- ・ ロングライフコストの低減を図る施設維持管理計画を策定し、実施する。
- ・ 身障者対応設備等の点検調査を実施する。
- ・ 施設設備の有効活用と機能保全のため、点検評価に基づいて施設改善計画を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・ 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理に係る全学的な体制を構築する。
- ・ 毒物・劇物・危険物等の管理体制・手続きについて点検、見直しする。
- ・ 地方公共団体等との連携を図り、災害（地震）への対応策を構築する。
- ・ 南海沖地震など自然災害への対応として、学生及び教職員への防災教育、防災訓練、職場の安全点検を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	23,820
施設整備費補助金	138
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,062
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	15,457
授業料及入学金検定料収入	15,123
雑収入	334
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,073
計	42,550
支出	
業務費	39,277
教育研究経費	33,699
一般管理費	5,578
施設整備費	138
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,073
長期借入金償還金	2,062
計	42,550

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額30,869百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人和歌山大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

① 「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

② 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

($D(x)$) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

③ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。 $D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

④ 「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

⑤ 「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

⑥ 「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

⑦ 「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

⑧ 「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

⑨ 「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

⑩ 「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

⑪ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

⑫ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \gamma (\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta (\text{係数}) \times \alpha (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha (\text{係数}) \pm \varepsilon (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

$D(y)$ ：学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。

$E(y)$ ：附属施設等経費(⑨)を対象。

$F(y)$ ：教育等施設基盤経費(④)を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑩) を対象。

H (y) : 入学料収入 (⑤)、授業料収入 (⑥)、その他収入 (⑫) を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = L (y) + M (y)$$

$$(1) L (y) = L (y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}$$

$$(2) M (y) = M (y)$$

L (y) : 一般管理費 (①) を対象。

M (y) : 特殊要因経費 (⑪) を対象。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、過去の実績により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、過去の実績による試算等により支出予定額を計上して

いる。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	40,084
經常費用	40,084
業務費	38,090
教育研究経費	4,836
受託研究費等	608
役員人件費	648
教員人件費	25,032
職員人件費	6,966
一般管理費	1,654
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	340
臨時損失	0
収入の部	40,084
經常収益	40,084
運営費交付金	23,448
授業料収益	12,415
入学金収益	1,948
検定料収益	562
受託研究等収益	608
寄附金収益	429
財務収益	0
雑益	334
資産見返運営費交付金等戻入	189
資産見返寄附金戻入	21
資産見返物品受贈額戻入	130
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究費等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	42,721
業務活動による支出	39,702
投資活動による支出	786
財務活動による支出	2,062
次期中期目標期間への繰越金	171
資金収入	42,721
業務活動による収入	40,350
運営費交付金による収入	23,820
授業料及入学金検定料による収入	15,123
受託研究等収入	608
寄附金収入	465
その他の収入	334
投資活動による収入	2,200
施設費による収入	2,200
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	171

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継額(171百万円)が含まれている。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 11億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

栄谷団地の土地の一部(和歌山県和歌山市中宇藤戸600番 6,900㎡)を譲渡する。

Ⅸ 剰余金の使途

大学の基本的な目標を達成するため教育研究をはじめとする大学機能の充実・発展に必要なとする経費に充当する。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・整備の内容	予定額（百万円）	財 源
小規模改修	総額 138	施設整備費補助金（138）

（注1） 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・整備の改修等が追加されることもある。

（注2） 17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

（人事に関する方針）

採用

- ・ 教員の採用は公募を原則とし、研究業績の他、多面的な審査を行う。
- ・ 教員の任期制を拡充し、学長裁量ポスト及び任期制教員ポストの効果的な利用を図る。
- ・ 職員の採用については、他の国立大学法人と協力して共通試験を実施するとともに有能な人材を確保するため、社会的に説明のつく多様な採用方法を導入する。

配置

- ・ 教職員の職務分担状況を定期的に把握し、実状に則した適正配置を図る。

処遇

- ・ 教職員の大学への貢献度を評価し、給与に反映させる仕組みを検討する。評価項目等は教職員に明示する。
- ・ 教職員を性別、国籍、年齢の別なく処遇し、能力の発揮を図る。

研修

- ・ 教員については、研究機関以外の事業体での研修を可能にする。
- ・ 職員については、民間事業体での研修を実施するとともに、民間事業体からの講師派遣等により、人的交流を深める。
- ・ 教員の教育研究能力の向上および職員のキャリアアップを図るため、教職員の海外派遣を推進する。

中期目標期間中の人件費総額見込み 30,869百万円（退職手当を除く。）

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担の予定はありません。

国立大学法人和歌山大学における学部及び研究科について

別表 (収容定員)

平成 16 年 度	教育学部 800人 (うち教員養成に係る分野 400人)
	経済学部 1,580人 システム工学部 1,240人
平成 17 年 度	教育学研究科(修士課程) 90人 経済学研究科(修士課程) 94人 システム工学研究科 282人 〔うち博士前期課程 234人〕 〔うち博士後期課程 48人〕
	教育学部 800人 (うち教員養成に係る分野 400人)
平成 18 年 度	経済学部 1,580人 システム工学部 1,240人
	教育学研究科(修士課程) 90人 経済学研究科(修士課程) 94人 システム工学研究科 282人 〔うち博士前期課程 234人〕 〔うち博士後期課程 48人〕
平成 19 年 度	教育学部 800人 (うち教員養成に係る分野 400人)
	経済学部 1,600人 システム工学部 1,240人
平成 19 年 度	教育学研究科(修士課程) 90人 経済学研究科(修士課程) 94人 システム工学研究科 282人 〔うち博士前期課程 234人〕 〔うち博士後期課程 48人〕

平成 20 年 度	教育学部 785人 (うち教員養成に係る分野 445人)
	経済学部 1,460人 システム工学部 1,225人 観光学部 190人
平成 21 年 度	教育学研究科(修士課程) 90人 経済学研究科(修士課程) 94人 システム工学研究科 282人 〔うち博士前期課程 234人〕 〔うち博士後期課程 48人〕
	教育学部 770人 (うち教員養成に係る分野 490人)
平成 21 年 度	経済学部 1,400人 システム工学部 1,210人 観光学部 300人
	教育学研究科(修士課程) 90人 経済学研究科(修士課程) 94人 システム工学研究科 286人 〔うち博士前期課程 246人〕 〔うち博士後期課程 40人〕